

I. 一般廃棄物

(業務内容)

- 1 別添図面の区域の場所にコンテナ（8 m³・4 t 車）等を設置し、集積された廃棄物を収集すること。

場 所	空き缶	ペットボトル	可燃物
テニス場	コンテナ 1 台	コンテナ 1 台	ダストボックス 1 台
陸上競技場	コンテナ 1 台	コンテナ 1 台	※ゴミ置場
スポーツ広場	※ゴミ置場	コンテナ 1 台	※ゴミ置場
集積場	コンテナ 1 台	コンテナ 1 台	コンテナ 1 台
東口	-	-	※ゴミ置場
中央駐車場	-	-	※ゴミ置場
1 号門公園側	-	-	※ゴミ置場
日本庭園回転門前	-	-	※ゴミ置場
万博記念ビル	-	-	※ゴミ置場

但し、必要があれば指定管理者の負担でコンテナ等を設置すること。

- 2 収集した廃棄物を吹田市資源循環エネルギーセンター（指定地）へ運搬し処分すること。
- 3 可燃物については、繁忙期間は月・火・水・金・土曜日、その他期間は月・水・土曜日の開園・開場時間までに全量収集のうえ、運搬処分をするよう努めること。廃棄物の量が多く、開園・開場時間（午前 9 時 30 分から午後 17 時）までに全量収集できない場合は、先導員による車両誘導を行い、来場者の安全確保を最優先に全量収集のうえ運搬処分すること。また、指定曜日以外であっても、集積された可燃物の量が多い場合は、収集及び運搬処分すること。
- 4 各集積場等の回収ゴミが滞留しないよう、また散乱しないよう随時巡視を行い、ゴミの回収状況等を常に把握し、滞留前にコンテナ等の入替やパッカー車等により除去するなどの対処を行うこと。
- 5 不燃物（空き缶・ペットボトル）については、搬出確認書を作成し、すみ

やかに収集及び運搬処分すること。

- 6 ダンボール及び紙類については、収集及び運搬処分すること。
- 7 公園内で行われる催し物、年末における大掃除、その他緊急で必要となる場合に、適宜、必要な台数のコンテナを別途設置し、収集及び運搬処分すること。
- 8 大阪府が吹田市に提出する「廃棄物減量計画書」の作成にかかる根拠資料等を準備するほか、当該計画書の作成にあたり協力すること。
- 9 期間中における排出予定量は、別紙のとおりとする。
ただし、数量については、予定数量であり、増減することがある。

(報告)

- 1 可燃物については、万博記念ビル、自然文化園・日本庭園地区、運動施設地区に区別し、日毎の収集量を記載した報告書(様式2)に、計量伝票を添えて作成すること。
- 2 不燃物(空き缶、ペットボトル)については、空き缶、ペットボトルに分けて日毎の収集量を記載した報告書(様式2)に、搬出確認ができる書類を添えて作成すること。
- 3 ダンボールについては、日毎の収集量を記載した報告書(任意様式)を作成すること。
- 4 紙類については、分別し、リサイクル処理したものについて、処理伝票等にて処理量を大阪府に報告(任意様式)すること。
- 5 前各項の報告は、末日で締め、報告書(様式1)を作成すること。

(安全管理)

業務の実施に当たって、公園関係者及び第三者の安全確保を最優先とし、周囲の迷惑とならない様に注意するとともに、安全確保には十分留意すること。
万一、事故が発生した場合は、責任を持って全て対応すること。

(その他の留意事項)

- 1 貨物(または旅客)の運送に当たっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15の規定に従い、「車両規制適合車等を表示した貨物自動車(または乗合自動車)」を使用すること。
- 2 処分にかかる費用については、吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に規定する処理手数料を含めて計上し、関係法令に基づき適正に処理すること。

【別紙】

年間排出見込量（平成28年度実績）

単位：台＝8 m³・4 t 車（可燃物を除く）

月	可燃物	空き缶	ペットボトル	備考
4月	24,570kg	4台(32 m ³)	5台(40 m ³)	
5月	14,200kg	3台(24 m ³)	6台(48 m ³)	
6月	6,430kg	1台(8 m ³)	4台(32 m ³)	
7月	5,830kg	2台(16 m ³)	4台(32 m ³)	
8月	9,100kg	1台(8 m ³)	5台(40 m ³)	
9月	6,460kg	1台(8 m ³)	5台(40 m ³)	
10月	11,780kg	1台(8 m ³)	4台(32 m ³)	
11月	8,840kg	1台(8 m ³)	4台(32 m ³)	
12月	5,780kg	3台(24 m ³)	1台(8 m ³)	
1月	4,840kg	0台	1台(8 m ³)	
2月	5,460kg	1台(8 m ³)	1台(8 m ³)	
3月	11,810kg	2台(16 m ³)	3台(24 m ³)	
合計	115,100kg	20台(160 m ³)	43台(344 m ³)	
見込量 6月～3月	76,330kg	13台(104 m ³)	32台(256 m ³)	

（注）上記は、持込イベント等の数量を除く。

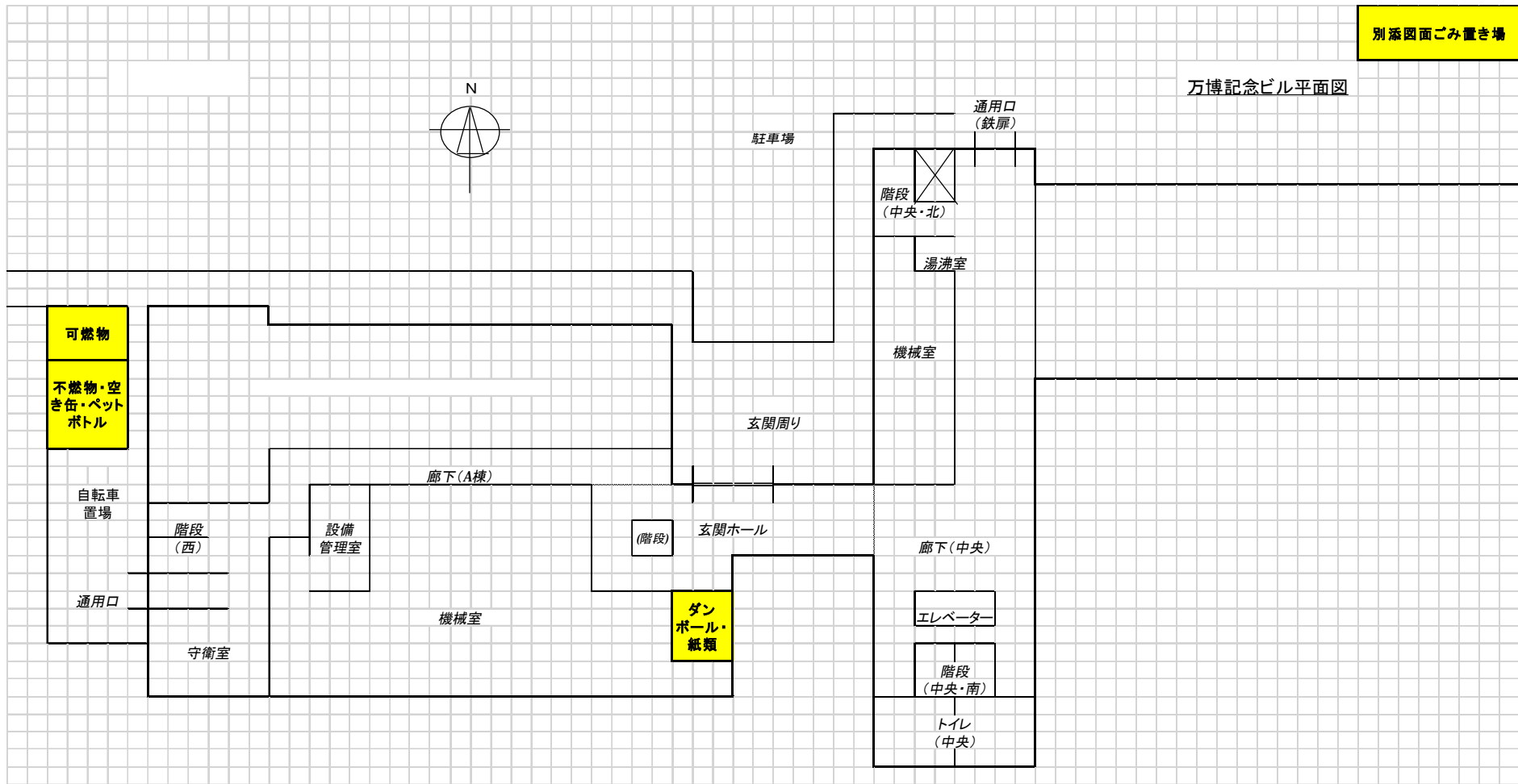
※大阪府日本万国博覧会記念公園事務所から排出されるゴミ類を含む。



(可燃物)	●	コンテナ	●	ダストボックス	○	ゴミ置場	
(カン)	▲	コンテナ			△	ゴミ置場	
(ペットボトル)	★	コンテナ					※この他にも、追加設置及び発注者が指定する場所への設置を指示する場合がある。

別添図面ごみ置き場

万博記念ビル平面図



II. 産業廃棄物

(業務内容)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」並びに関係法令を遵守して産業廃棄物の収集運搬・処分業務を行うこと。

- (1) 産業廃棄物は関係法令等を遵守のうえ、適正に収集運搬すること。
- (2) 産業廃棄物を許可された施設で適正に処分すること。
- (3) 集積場（大阪府日本万国博覧会記念公園事務所から排出されるものを含む）、テニスコート、スポーツ広場（別添図面の区域）にコンテナ（ 8 m^3 ・（4 t 車））を各**1**台設置し、集積された廃棄物を収集及び運搬処分をすること。

なお、廃棄物の収集および運搬は、原則開園・開場時間（午前9時30分）前までに行うこと。ただし、自然文化園内の集積場に入退庫できる時間は、午前7時30分から午後22時までの間とする。

- (4) 廃棄物については、搬出確認ができる書類及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）**A**票に記入（作成）し、確認後、すみやかに収集及び運搬処分すること。
- (5) 公園内で行われる催し物、年末等における当公園事務所内の大掃除、その他緊急で必要となる場合に、大阪府が指示したときは、適宜、指定する場所に必要な台数のコンテナを別途設置し、収集及び運搬処分すること。
- (6) 随時巡視を行い、各集積場等のコンテナ等の集積状況について常に把握し、集積物が散乱しないよう整理・整頓に努めること。

(廃棄物の種類)

廃棄物の種類は、次の各号に掲げる廃棄物の混合廃棄物とする。

- (1) 廃プラスチック類
- (2) 木くず
- (3) 紙くず
- (4) 繊維くず
- (5) コムくず
- (6) 金属くず
- (7) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(8) がれき類

(期間中における排出予定量)

- 1 年間における排出予定数量は、次のとおり。

$$8 [\text{m}^3/\text{台}] (4 [\text{t}/\text{台}] \times 20 \text{台} = 160 [\text{m}^3] (20 [\text{t}]))$$

※万博記念ビル分を含む。

単位：台 (8m³コンテナ・4t車)

平成 28 年度実績	4月	2台(16 m ³)
	5月	3台(24 m ³)
	6月	2台(16 m ³)
	7月	2台(16 m ³)
	8月	1台(8 m ³)
	9月	0台
	10月	2台(16 m ³)
	11月	0台
	12月	0台
	1月	3台(24 m ³)
	2月	3台(24 m ³)
	3月	2台(16 m ³)
	合計	20台(160 m ³)
	見込量 6~3	15台(120 m ³)

(注) 上記は、持込イベント等の数量を除く。

- 2 前項の数量については、予定数量であり、増減することがある。

(産業廃棄物管理票等による報告)

- 1 産業廃棄物の収集・運搬及び処分について、産業廃棄物の種類・数量等を記載した産業廃棄物管理票（マニフェスト）による業務確認を行うこと。
- 2 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、適切に管理すること。
- 3 日毎の収集量を記載した報告書（様式2）とともに産業廃棄物管理票（マニフェスト）B票、C票、D票及びE票を添えて大阪府に報告すること。
- 4 前項の報告は、末日で締め、報告書（様式1）作成すること。

(責任)

産業廃棄物の受入れから処分の完了まで、関係法令に基づき適正に管理する責任を負うこと。この間に発生した事故は、その原因が大阪府の責めに帰すべき場合を除き、すべての責任を負うものとする。

(安全管理)

業務の実施にあたって、公園関係者及び第三者の安全確保を最優先とし、周囲の迷惑とならない様に注意するとともに、安全確保には十分留意すること。

万一、事故が発生した場合は、責任を持って全て対応すること。

(その他の留意事項)

- 1 貨物（または旅客）の運送に当たっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15の規定に従い、「車両規制適合車等を表示した貨物自動車（または乗合自動車）」を使用すること。
- 2 処分にかかる費用については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処理手数料を含めて計上し、関係法令に基づき適正に処理すること。



(産業廃棄物) ⊗ コンテナ ○ ゴミ置場

※この他にも、追加設置する場合がある。

万博記念ビル平面図

